

<報道発表資料>

E-mail: a2670-32@pref.saitama.lg.jp

カテゴリー: 県政一般

令和5年12月15日

令和5年度第1回埼玉県固定資産評価審議会を開催します

令和6年度は、固定資産税（市町村税）の3年に一度の評価替え年度に当たり、土地や家屋の評価額が見直されます。

埼玉県では、県内市町村間の土地の評価の均衡を図るため、宅地、田、畑及び山林の基準地価格について、埼玉県固定資産評価審議会に諮問し、答申を得て決定しています。

このたび、同審議会を下記のとおり開催しますのでお知らせします。

記

1 日時

令和5年12月22日（金曜日）午前10時から午前11時30分まで

2 開催方法

Zoomによるオンライン開催

3 議題

固定資産（土地）に係る令和6年度基準地価格について

4 会議の傍聴

- ・傍聴の方法は、オンライン傍聴となります。傍聴要領を遵守し傍聴してください。
- ・傍聴定員は10名、先着順です。
- ・傍聴を希望する方は12月15日（金曜日）から12月19日（火曜日）までに、「傍聴申込書及び誓約書」に必要事項を記入の上、以下の問合せ先（市町村課）にEメールにてお申込みください。
- ・会議は原則公開です。ただし、出席委員の3分の2以上の議決により非公開とされた場合、非公開部分の審議中は退出していただく場合があります。

5 問合せ先

埼玉県企画財政部市町村課税政担当

所在地 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

電話 048-830-2692

Eメール a2670-32@pref.saitama.lg.jp

(参考：基準地価格について)

基準地価格とは、市町村内の土地の評価の指標となる代表的な1地点の価格を言います。

- ・宅地
市町村内の最高価格地の評価額（路線価等）
- ・田、畑、山林
地勢等の状況から見て上級の土地の評価額

※ 基準地価格は、審議会終了後、県のホームページで公表します。